

高梁市移住支援金交付要綱（取扱内規）

（趣旨）

第1条 高梁市は、岡山県が策定したおかやま創生総合戦略及び高梁市が策定したまち・ひと・しごと総合戦略に基づき、本市への移住及び本市における定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から高梁市に移住した者が、第3条に定める要件に該当する場合には、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付に関しては、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号。以下「規則」という。）、岡山県移住支援事業（就業・起業の場合）・マッチング支援事業実施要領（令和元年6月5日制定。以下「実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付金額）

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき、100万円を加算する。

2 この要綱による移住支援金の交付は、世帯を単位とし、1世帯につき1回限りとする。

（対象者要件）

第3条 移住支援金の対象者は、次に掲げる要件（単身による申請の場合にあっては、第4号の要件を除く。）を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件 次のアからウまでに掲げる要件に全て該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件に全て該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。

(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。) なお、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を、修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件に全て該当すること。

(ア) 申請者がデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定がされた後であって、岡山県及び本市において、移住支援事業の詳細が公表された後に本市に転入した者であること。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(エ) 市税の滞納がないこと。

ウ その他の要件 次に掲げる要件に全て該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他岡山県知事又は高梁市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合 次に掲げる要件に全て該当すること。

(ア) 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、岡山県が移住支援金の対象としてマッチングサイト(実施要領に基づき、地域の企業を求人情報の提供を支援するため、岡山県が運営するインターネット上の求人特集ページをいう。)に掲載した求人を行う法人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族関係にある者が代表者、取締役等の経営を担う職務を行っている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人として登録

された法人に就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

(オ) 求人への応募日が、マッチングサイトに第2号ア(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 岡山県が行うプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は内閣府地方創生推進室が行う先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者であって、次に掲げる要件に全て該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、県内に本店又は事業所を有する法人の、県内に所在する事業所に就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(イ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(エ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件 申請日から1年以内に岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件(2人以上の世帯として申請する場合のみ) 次に掲げる要件に全て該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定がされた後であって、岡山県及び本市において移住支援事業の詳細が公表された後に本市に転入した者であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後3月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係
を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、高梁市移住支援金交付申請書（様式第
1号）、就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第2号）及び本人確認書類に加え、第3
条（1）の要件を満たし、かつ、同条（2）又は（3）のいずれかの要件に該当し、2人
以上の世帯として申請をする場合にあっては（4）の要件を満たすことを証する書類を
市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 前条の申請を受理した市長は、その内容を審査し、移住支援金の交付を適当と認
めるときは、速やかに、高梁市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申
請者に通知するものとする。当該審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合
又は予算上の制約等により移住支援金の交付をしないこととした場合も、同様とする。

(移住支援金の交付)

第6条 前条の交付決定を受けた申請者は、移住支援金を請求しようとするときは、速や
かに市長へ所定の請求書により移住支援金の交付を請求し、市長は、請求書を受理した
日から30日以内に移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書再交付)

第7条 第5条の交付決定を受けた申請者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交
付を必要とする場合は、高梁市移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第4号。以下
「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定等)

第8条 市長は、前条の再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めると
きは、移住支援金交付決定通知書（様式第3号）を再交付し、当該通知書の右上部に「再
交付」と明記した上で交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 岡山県知事及び市長は、移住支援事業の実施状況等を確認するため必要があると
認めるときは、報告及び立入調査を求めることができる。

2 移住支援金の交付を受けた者は、前項の要請を受けた場合は、これに協力しなければ
ならない。

(返還請求)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等をやむを得ない事情があるものとして、市長が認めて岡山県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満で岡山県外へ転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に岡山県外へ転出した場合
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高梁市移住支援金交付要綱第3条第1号の規定は、この要綱の適用日以後に転入した者について適用し、適用日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。